

質問時間について (決算・予算特別委員会)

1 決算・予算特別委員会

(1) 各款審議

一人当たり 60分 (質問と答弁を合わせた時間)

60分 × {会派所属議員数 - 正・副議長及び監査委員 (決算特別のみ) }

= 会派持ち時間 (上限)

ただし、会派内の各委員の持時間の調整は会派に委ねる。

また、次の人は質問しないこととし、時間の割り振りはしない。

(内訳) 正・副議長 2人

監査委員(決算特別委員会のみ) 1人

(総審議時間上限)・・・ 予算特別委 60分 × 32人 = 1,920分

決算特別委 60分 × 31人 = 1,860分

正・副委員長は、質問しないこととする。

※ 会派持ち時間

	決算特別委員会 (3定)	予算特別委員会 (1定)
自民党議員団 (11人)	540分	600分
みなと政策会議 (10人)	540分	540分
公明党議員団 (5人)	300分	300分
都民ファーストと日本維新の会 (3人)	180分	180分
共産党議員団 (3人)	180分	180分
街づくりミナト (1人)	60分	60分
スマイル党 (1人)	60分	60分
合計 (34人)	1,860分	1,920分

(議長・監査委員：自民党議員団、副議長：みなと政策会議)

(2) 総括質問

10分 + { 5分 × (会派所属議員数 - 1) } = 会派持ち時間 (上限) (質問時間)

自民60分、政策55分、公明30分、都民維新、20分、共産20分、
街づくり10分、スマイル10分

合計 205分